

講師要件（特化、鉛、有機、石綿）

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習/鉛作業主任者技能講習/
有機溶剤作業主任者技能講習/石綿作業主任者技能講習（労働安全衛生法 別表第20 第11号）

1 健康障害及びその予防措置に関する知識	
①	学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。（実務とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいう。）
②	前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	(1) 医師として5年以上の経験を有する者 (2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者 (3) 薬剤師として7年以上の経験を有する者
2 作業環境の改善方法に関する知識	
①	大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
②	前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	(1) (特化、石綿) 学校教育法による高等学校において／(鉛、有機) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの (2) 衛生管理者として5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者 (3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。） (4) (特化、鉛、有機) 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者 (5) (特化、鉛、有機) 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者
3 保護具に関する知識	
①	大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
②	前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	(1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上 (特化、鉛、石綿) 労働衛生保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの (有機) 保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの (2) 衛生管理者として5年以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 (3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。） (4) (特化、鉛、有機) 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者 (5) (特化、鉛、有機) 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者
4 関係法令	
①	大学等を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。
②	前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

※「大学等」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校（法別表20-1参照）

※「高等学校等」とは、学校教育法による高等学校又は中等教育学校（法別表20-1参照）

※「表の『条件』の欄の『実務』とは、」「同等以上の知識経験を有する者とは、」の解釈例規は、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（H16.3.19 基発第0319009号）の「別添8」による。

講師要件（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習）

(労働安全衛生法 別表第20第13号)

1 酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識（学科）
① 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。（実務とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいう。）
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
（1）医師として5年以上の経験を有する者
（2）歯科医師として5年以上の経験を有する者
2 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識（学科）
① 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
（1）高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
3 保護具に関する知識（学科）
① 学校教育法による大学において医学又は大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
（1）高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
4 関係法令（学科）
① 大学等を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
（1）高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
（2）10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
5 救急そ生の方法（実技）
① 学校教育法による大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
（1）医師として5年以上の経験を有する者
（2）歯科医師として5年以上の経験を有する者
（3）日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者
（4）平成5年3月31日付け消防救第41号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（次の（4）において「実施要綱」という。）に規定する応急手当指導員
（5）実施要綱に規定する応急手当普及員
6 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法（実技）
① 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後1年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
（1）高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの
（2）10年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有する者

※「大学等」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校（法別表20-1参照）

※「高等学校等」とは、学校教育法による高等学校又は中等教育学校（法別表20-1参照）

※「表の『条件』の欄の『実務』とは、」「同等以上の知識経験を有する者とは、」の解釈例規は、「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（H16.3.19 基発第0319009号）の別添8による。